



平成三十年十一月二十日  
 皇紀2678年  
 (西暦2018年)  
 第176号  
 発行：淀姫神社社務所  
 〒859-4501  
 松浦市志佐町浦免632  
 TEL・FAX 0956-72-0653

ずいぶん寒くなってきましたね

## 秋祭りシーズン突入です

これを書いているのは十一月二十日です。朝晩めっきり冷え込むようになりましたと前回の冒頭で書きましたが、近頃は日中も肌寒くなってきました。うっかりすると風邪を引き込んでしまいます。用心用心です。

さて、この時期は秋祭りの季節です。淀姫神社の秋季大祭はもとより、各地区のお社の秋祭りの時期でもあります。

地区の社においては、年に一度のお祭り日ということ、地区氏子の皆さまや総代さんの手によって境内に幟旗が立てられ、また注連縄なども改められます。

祭典が執り行われたあとには、神さまに供えられたお餅を分け合う餅撒きなども行われ、しばし賑やかなひととき。お祭りが終わると、また静かな日々が戻り、一年間地区の皆さまの守り神として鎮まられます。

こうしてずっと長い歳月を過ごされて来られた神さまの社は大切にしていきたいものですね。

## 平成三十一年厄年・賀寿早見表

さて、今年も残り一ヶ月ちよつとという時期になりましたので、平成三十一年の入り厄・晴厄・還暦・長寿の祝いの早見表を掲載したいと思います。

それぞれの生まれ年は次のようになります。

### 平成31年入り厄・還暦・賀寿早見表

男性・入り厄	41歳	昭和54年生まれ
女性・入り厄	32歳	昭和63年生まれ
還暦	61歳	昭和34年生まれ
古希	70歳	昭和25年生まれ
喜寿	77歳	昭和18年生まれ
傘寿	80歳	昭和15年生まれ
米寿	88歳	昭和7年生まれ

生まれ年による年齢の算出は、「数え年」による算出なので、「満年齢」では表記されている年齢と異なる場合もあります。

## 神社うんちく帖番外編

ということで、毎年恒例「数え年」についてのおさらいです。

### ◆「数え年」とは

現在広く普及して使われているのは「満年齢」です。この場合の数え方は、生まれた日から一年間を「0才」として、次の誕生日が来て「1才」を迎えるというものです。

「数え年」はそれとは異なり、生まれた年を「一才」として数えます。その年の一月一日から十二月三十一日のどの日に生まれても、「一才」となりますから、大晦日の夜に生まれて、すぐに翌年の元日を迎えたという場合、「二才」となります。

神社では基本的に「数え年」にてお祓いや祈願をしておりますが、それが絶対ということはありません。その方の人生が平穩無事であられること、そして幸せであられることを祈る祭りですので、そのお気持ちの方が大事です。なので「満年齢」であっても大丈夫です。

淀姫神社インターネット公式サイト「淀姫神社WEB」 <https://yodohimejinja.com/>

各種最新情報・blog「淀姫日記」にて「お祭りレポート」などなど、内容盛りだくさんでお送りしています。ぜひともチェックしてくださいませ。スマートフォン・タブレットなどにも完全対応しています。

